参　考

一般質問の質問回数及び時間の見直しに伴う申合せ事項の改正

一般質問の質問回数及び時間の見直しに伴い、「本会議の質疑・質問に関する申合せ事項」の改正が必要となる。改正を要する部分は見直し内容にもよるが、概ね次の下線部のとおり。

|  |
| --- |
| **本会議の質疑・質問に関する申合せ事項（抜粋）**２　一般質問　(1) 質問機会　　　任期中１人最低２回は質問できることを基本とし、毎年、定数の半数の議員が質問できる機会を確保する。　(2) 割り当て　　　毎年、概ね定数の半数の議員数を会派比率により按分し、定例会ごとに各会派に割り当てる。　(3) 質問日数　　　９月定例会は３日間及び２日間の合計５日間、２月定例会は３日間、５月定例会は２日間とする。ただし、改選直後の５月定例会は実施しない。毎年のサイクルは９月定例会から翌年の５月定例会まで。ただし、改選期は２月定例会までの２定例会となる。　(4) 質問順位　　多数会派順の会派別質問者数を勘案して調整する。　(5) 質問時間及び答弁時間　　　質問時間は再質問を含め１人20分間とし、答弁時間と合わせて概ね40分以内とする。 |